

改正

平成19年4月1日教委告示第2号

平成23年5月24日教育委員会告示第3号

令和4年2月25日教育委員会告示第3号

令和5年2月24日教育委員会告示第2号

東かがわ市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するためその負担能力に応じ必要な援助を行うことを目的とする。

(支給の対象)

第2条 特別支援教育就学奨励費は、東かがわ市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者のうち、就学奨励費の支給を希望し、世帯の収入等の状況が文部科学省の定める要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(以下「要特要綱」という。)に該当する者に対して支給する。

(支給額)

第3条 就学奨励費は、特別支援学級等に在籍する児童生徒ごとに、要特要綱に基づき別表に定める経費を算定し支給するものとする。

2 就学奨励費は、各小中学校長が一括して請求し、保護者に対して支給するものとする。

(申請)

第4条 就学奨励費の支給を希望する保護者は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書に世帯及び個人の所得・課税証明書又は教育委員会が必要な地方税関係情報を取得することに対する同意書を添付し、当該児童生徒の就学する学校長に提出しなければならない。

2 東かがわ市での所得・課税証明書は、東かがわ市手数料条例(平成15年東かがわ市条例第35号)第6条第1項の規定により免除する。

第5条 前条の規定により、申請を受けた学校長は、記入項目を確認し、速やかに市教育委員会に提出しなければならない。

(支弁区分の決定)

第6条 市教育委員会は前条の申請書類を審査し、支弁区分を決定する。

(支弁区分の通知)

第7条 市教育委員会は、支弁区分を決定したときは、速やかに各学校長に通知しなければならない。

(支給額の算定)

第8条 就学援助費の支給額の算定は、4月1日から開始する。ただし、年度途中の認定については、認定日の翌月から開始する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事務処理については、要特要綱、特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）及び文部科学省通知によるものとし、その他必要な事項は、市教育委員会が定める。

附 則

この告示は、平成15年4月2日から施行する。

附 則（平成19年4月1日教委告示第2号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月24日教育委員会告示第3号）

この告示は、平成23年5月24日から施行し、平成23年度分から適用する。

附 則（令和4年2月25日教育委員会告示第3号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月24日教育委員会告示第2号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

費目	支給金額
1 学校給食費	文部科学省の通知に基づく額
2 通学交通費	
3 修学旅行費	
4 校外活動費	
5 学用品等購入費	
6 新入学児童・生徒学用品費	

ただし、年度途中の認定については、前住所地での支給がある場合は既支給額を差し引き、2
通学交通費及び5学用品等購入費は月割り算定とする。6新入学児童・生徒学用品費は、1学期
終了日までの認定について支給するものとする。